

は到底足りず、本件事故がなかった場合と同程度の生活状態の回復が図られなければならない。そのためには、新しい場所での居住用不動産及び家財道具の再取得価格賠償が必要となる。

上記の特質を踏まえて、原状回復という不法行為法の理念から考察すると、次のようにいえる。すなわち、権利・法益が帰属する権利主体には、権利の客体をどのように管理・処分するかにつき、自由に決定して行動することが保障されている。このことから、権利主体が当該客体を用いて自らの行動を展開することにより得ることが許容された財産的利益の実現・回復もされて初めて、当該権利・法益の有する価値が実現・回復されたといえる。この点からも、本件事故により生じた財産的損害については、本件事故発生前と同等の生活状態を回復するための再取得価格賠償が求められる。

### (3) 居住用不動産に係る財物損害

#### ア 基本的な考え方

原告らのうち居住用不動産に係る財物損害の損害賠償を求めている者らは、それぞれ別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」のく本件事故前の居住用不動産>欄記載の各不動産を所持し、家族と共にそこで生活していたところ、本件事故によって、原告らの従前の生活基盤は失われたから、原告らは、他の地域に移住し、その場所において生活基盤を構築せざるを得ない。このような本件事故の被害実態を考慮すれば、本件事故による居住用不動産の損害については、移住先において生活基盤を回復できるだけの賠償、すなわち移住先における居住用不動産の再取得価格の賠償がされなければならない。

#### イ 宅地について

いかなる場所に移住した場合であっても、その場所での生活基盤の回復が必要であるから、最低限その場所における一般的な広さの居住用土地を購入できるだけの賠償がされるべきであり、少なくとも全国平均値としての土地購入価格での賠償がされるべきである。そこで、少なくとも、住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」(甲A33)における土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均値である1368万8000円の賠償を保障すべきである。

もっとも、原告らの多くは、本件事故発生前まで、500m<sup>2</sup>以上の広大な宅地に住宅を建てて暮らしていたから、本件事故がなかったならばあつたであろう状態を回復するためには、少なくとも500m<sup>2</sup>の宅地を再取得できなければならない。また、原告らが新たな居住用不動産を求める場所は、職場や学校からの距離などの様々な事情から、a i市、d t市、N市、e a市、e b市、e c市などの福島県都市部となる蓋然性がある。

したがって、500m<sup>2</sup>以上の宅地に住んでいた原告らについては、福島県都市部に少なくとも500m<sup>2</sup>の宅地を再取得できるだけの賠償をすべきであり、また、従前の宅地面積のうち、500m<sup>2</sup>を超えた残余面積については、従前の宅地単価(平成22年度固定資産評価額×1.43)を基礎として算定した額を賠償すべきである。

また、500m<sup>2</sup>未満の宅地に居住していた原告らについては、福島県都市部に従前の宅地面積と同じ面積の宅地を再取得できるだけの賠償をすべきである。

以上の観点から、宅地の賠償額の算定は、次の算定式で行うべきである。

#### (ア) 500m<sup>2</sup>以上の宅地について

500m<sup>2</sup>×4万3000円(福島県都市部の平均宅地単価)+(従前の宅地面積-500m<sup>2</sup>)×(1m<sup>2</sup>当たりの固定資産税評価額×1.43)

#### (イ) 500m<sup>2</sup>未満の宅地について

(1) 従前の宅地面積×4万3000円(福島県都市部の平均宅地単価)又は(2)1368万8000円のうち、いずれか大きい額

#### ウ 借地権について

原告らの移転先は、福島県内に限らず、日本全国に及ぶ。そうだとすれば、借地権割合を考えるに当たっても、全国平均で考えるべきである。全国平均の借地権割合は、5割ないし6割であるが(甲A34)、原告らは、勤労先を得やすい都市部に移住せざるを得ないことは容易に想像され、都市部の借地権は少なくとも6割を下回ないと考えられる。

本件において、人格的生存の基礎再建が必要なのは、底地権者ではなく、借地権者であることを考慮して、居住用土地の借地権者は、所有権価格(1368万8000円)を基礎とする。

したがって、所有権価格1368万8000円の6割である821万2800円を借地権価格の最低賠償価格とすべきである。

#### エ 住宅について

いかなる場所に移住する場合であっても、その場所での生活基盤の回復が必要であり、本来、移住先における一般的な広さの住宅を購入できるだけの賠償がされるべきである。

また、従前居住していた住宅の価値を交換価値としてのみ捉えて経年減価を考慮することは妥当でない。飽くまで生活基盤としての価値が賠償されるべきである以上、このような価値の回復のためには、移住先での住宅の再取得を可能とする賠償額が必要となる。

さらに、物損の賠償額は交換価値すなわち時価であるとする従来の判例は、その前提として、中古市場の存在を前提としているが、従前の住宅と同等の経済的価値を有する住宅を供給し得る適切な中古住宅の市場などは存在しないから、本件事故については、時価賠償で足りるとする見解は採ることができない。

したがって、少なくとも、全国平均値での住宅購入価格での賠償がされるべきであり、また、経年減価は考慮すべきではない。そこで、少なくとも、フラット35の利用者の建築価格の全国平均値である2238万円(住宅面積の全国平均値は115.3m<sup>2</sup>)の賠償を保障すべきである。

もっとも、住宅は、その全床面積を居住生活に使用しているのが通常であるから、従前の住宅面積を回復させなければ、原告らの居住生活利益の回復がされたとはいえない。そして、住宅を再取得するという観点からは、本件事故発生当時である平成23年度の平均新築単価を基礎とするのが合理的である。

以上の観点から、住宅の賠償額の算定は、次の算定式で行うべきである。

2238万円(全国平均住宅価格)+(従前の床面積-115.3m<sup>2</sup>)×15万8800円(平成23年度の平均新築単価)

#### オ 住居確保損害と再取得価格の請求について

中間指針第四次追補は、その趣旨において原告らの請求に沿ったものであるが、その賠償額の基準たる内容は、原告らの損害の実態を踏まえておらず、生活再建そして原状回復に必要な適正額に満たない不十分なものであり、したがって、中間指針第四次追補に準拠しただけの被告の支払は不十分なものである。

#### (4) 家財に係る財物賠償

ア 原告らが失った家財は全損とみるべきであり、損害額の算定においては、生活基盤を回復できる財物集合を確保するだけの賠償が必要である。

したがって、原告らが従前の住所地に所有していた家財の全てが賠償の対象となり、その損害額の算定においては、原告らの生活基盤を回復できる家財全般を確保するだけの賠償が必要である。

もっとも、家財は、家電製品、家具類、寝具類から食器等の家事雑貨、衣類等の全ての家財の時価を損害額として算定し、これを立証することは不可能である。

そこで、被害者保護の見地から、原告らの生活基盤を回復できる家財全般を確保するだけの賠償を早期に実現するため、適正な調査・研究により算出された信頼性のある一定の基準により、一律に家財の損害額を算定すべきである。

イ 損害保険料率算出機構による「家財の地震被害予測手法に関する研究（その1）家財の所有・設置状況に関する調査」（甲A35、甲A528）は、家財の地震被害予測手法について検討を行う際に必要となる基礎データを収集・把握することを目的として、平成18年度に既往研究や国の統計調査、独自に実施するアンケート調査等を用いて、家財の地震被害の観点から、世帯における家財の所有状況や設置状況等の調査・検討を行ったものである。

この調査で算出された「世帯の家財所有額算出結果総括表」は、世帯における家財の所有状況について、国による「全国消費実態調査」、「家計調査」、「小売物価統計調査」や損害保険料率算出機構が独自に実施したアンケート調査のデータを用いて検討を行い、家財の地震被害の観点から分類した家財グループ別に所有額を算出した結果を世帯全体の家財所有額として表したものである。

算出対象となった家財の範囲は、建物に作り付けの家具、食料品を除き、住宅内にある家財の全てを対象としており、具体的には、損害保険料率算定会（現・損害保険料率算出機構）による10の家財グループ（大型縦置き収納に用いる家具、家事用家電製品、娯楽用家電製品、床上に置かれる生活家具、冷暖房機器、室内装備・雑貨類、食器類、娯楽用品・雑貨類、衣類・寝具）を対象としている。

また、損害保険料率算出機構が独自に実施したアンケート結果についても、国の統計データである「全国消費実態調査」と比較して、アンケート結果の信頼性を確保している。

原告らが失った家財は、単なる個々の財物の集合体としての意味合いを超えて、憲法13条、14条、25条に裏打ちされた、いわば基本的生活権としての価値を持つものである。原告らは、こうした基本的権利としての価値を持つ財産権の完全な回復・賠償を求めている。

こうした観点からすれば、上記の「世帯の家財所有額算出結果総括表」は、国の統計調査を主な基礎資料として、網羅的に世帯の家財所有状況を所有額として捉えた数値であり、かつ、世帯別・世帯別人数別の所有額が算出されていることから、世帯全体の家財が全損した原告らの家財に係る賠償額の基準として最も適した基準である。

ウ 以上から、家財の賠償に当たっては、損害保険料率算出機構が平成19年1月に発表した「家財の地震被害予測手法に関する研究（その1）家財の所有・設置状況に関する調査」182頁「表V-1世帯の家財所有額算出結果総括表」を用いて損害額を算出すべきである。

#### (5) 故郷喪失・変容慰謝料

ア 原告らそれぞれに関する故郷喪失・変容慰謝料を基礎付ける事実は、別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」の＜故郷喪失による精神的損害を基礎付ける事実＞欄記載のとおりである。

イ 原告らは、地域における平穏な日常生活を包括的に侵害され、地域社会における生活を奪われた。原告らが求める故郷喪失・変容慰謝料は、将来に向かって、地域生活を奪われたことによる精神的損害を意味し、その具体的な内容は、〈1〉地域生活の破壊による精神的損害、〈2〉職業生活の喪失による精神的損害、〈3〉家庭・自宅での生活の破壊による精神的損害などに分析できる。また、このほかにも、原告らは、本件事故発生時まで、〈4〉故郷において自然との関わりを生きがいとして享受し、〈5〉故郷を精神的なよりどころとして生活してきたが、これらを全て奪われ、精神的損害を被った。

ウ 故郷喪失・変容慰謝料における被侵害利益は、包括的平穏生活権の中の「地域生活利益」というべき法益である。地域生活利益は、地域生活を享受することによって受ける様々な法益の全体であり、それは、地域生活者である個々人の地域との関わり、年齢、地域における社会的立場等によって異なり得るが、共通に受ける利益が存在し、原告らは、本件訴訟において、これを一律のものとして請求する。

エ 地域社会は、そこで生まれ育ち、生活する人々に、長い間の人的なつながりと帰属意識により、搖るぎのない精神的きずなど安心感を醸成している。この地域社会の喪失は、当該地域でしか得られない代替性のない価値の喪失をもたらす。原告らは、そのような精神的価値を持つ地域とのつながりを絶たれ、地域での生活を奪われ、地域での人とのつながりを失うことによって、大きな精神的苦痛を被った。

また、故郷喪失・変容慰謝料の内容は、帰属する地域社会や人的なきずなを奪われることによる精神的苦痛にとどまらない。原告らが本件事故発生時まで居住していた地域社会は、都市部とは異なる濃密な人間関係を維持しており、原告らを含む地域住民は、その中で、互助的な自給自足を行い（生活費代替機能）、経済的・精神的に相互に助け合い（相互扶助・共助・福祉機能）、行政区ごとの生活機能を維持し（行政代替・補完機能）、集会や祭りを通じて地域社会の精神的交流を実現し（人格発展機能）、農地や里山を維持・管理する（環境保全・維持機能）など多様な役割を果たしてきた。地域社会は、このような広範、多面的、複合的な役割と機能を果たし、原告らを含む地域住民は、それによる利益（地域生活利益）を享受してきたが、本件事故により地域生活利益を侵害され、多様な有形、無形の損害を被った。

そして、避難指示が解除された地域については、地域社会及びその活動が一部復活しつつあるものの、ほとんどの活動が停止あるいは縮小するなど避難前の状況とは大きく様変わりし、以前のような活動を取り戻すことは困難な状況にある。このような地域社会の変容によって、帰還した原告らは、〈6〉被ばくの不安、〈7〉生活行動の制限、〈8〉復旧に多大な努力と苦痛を伴うという被害、負担を負い、有形・無形の損害を被っている。

オ 以上のような故郷喪失により生じた精神的苦痛は、「ストレス-脆弱性」理論のストレス強度の評価表を援用して評価すると、心理的負荷の強度がⅢ又はⅡに該当するものが多数あり、原告らが被った精神的苦痛は極めて大きいということが

できる。

また、交通事故の裁判実務において、死亡慰謝料の金額は、一家の支柱で2800万円、母親、配偶者で2400万円、その他で2000万円から2200万円という基準がある。原告らの損害は、死亡それ自体ではないが、死亡にも匹敵する精神的苦痛である。さらに、原告らの損害は、精神的苦痛のほかに、地域生活利益という有形、無形の損害もあることからすれば、上記の交通事故の裁判実務の基準に照らして、2000万円という金額は決して高い金額ではない。

カ 以上より、被告は、原告らに対し、「故郷喪失・変容慰謝料」として、1人につき2000万円を賠償すべきである。

なお、地域社会における平穏な日常生活が奪われることによる損害や、地域社会がもたらす様々な利益の享受の実態が各人によって異なることがあるのは当然であり、これらの権利利益は、地域社会における平穏な日常生活全般として、総体として捉えられるべきである。そして、そのような総体としての権利利益の侵害を、各原告に共通するものとしてくくり出し、定型的・包括的に評価することがふさわしい。原告ごとに個別の事情の差異を挙げることが可能であるとしても、それは、本件における包括一律請求による故郷喪失。変容慰謝料の評価には、原則として影響を及ぼさないと解すべきである。

#### (6) 避難慰謝料

ア 原告らそれぞれに関する避難慰謝料を基礎付ける事実は、別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」の<避難生活に伴う精神的損害を基礎付ける事実>欄記載のとおりである。

イ 原告らが求めている避難慰謝料は、包括的平穏生活権を侵害され、「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害であり、避難先での著しい生活阻害（心身の様々な苦痛、不便、不自由、不安など）を内容とする。原告らは、本件事故によって、避難生活を余儀なくされ、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された。原告らは、このような著しい生活阻害によってもたらされた心身の苦痛、不便、不自由、不安等によって、重大なストレスと精神的苦痛を被った。

ウ 以上のような心身の苦痛、不便、不自由、不安等をもたらす避難生活の要素として、〈a〉避難所の劣悪な環境、仮設住宅等の不十分な構造・設備・立地、親類宅での遠慮とストレス（避難先住居での生活の限界）、〈b〉先行きの展望のなさ、情報不足、避難先地域住民とのコミュニケーションの困難（見知らぬ土地での生活上の不安）、〈c〉避難行動の際における放射線被ばくによる健康不安やこれによって自らや同郷者に対する故なき社会的差別がされることへの不安（被ばくによる不安・差別）、〈d〉失業、生きがいのない無為な生活（仕事や生きがいの喪失）、〈e〉家族と別々の避難、子世代の遠方避難（家族の離散）、〈f〉被害者同士等のあづれきを挙げることができる。

なお、原告らが強いられている避難生活は過酷なものであり、原告らの多くが、不眠や抑鬱状態に陥り、不安、焦燥感、絶望感などに苦しみ、あるいは様々な体調不安を訴えており、その中には、鬱病などの診断を受けている者も多いところ、原告らは、本件訴訟において、このような〈g〉避難生活中の身体状態の悪化や〈h〉避難生活中の精神状態の悪化による精神的苦痛を、独立した請求原因事実として賠償を請求するのではなく、避難慰謝料の内容を基礎付ける事情たる事実として位置付けている。

エ もとより、平穏な日常生活が奪われ、避難生活による著しい生活阻害がもたらす精神的損害の実態が各原告によって異なり得ることは当然であるが、これらの被害は、避難生活に伴う事態として、総体として捉えられるべきである。そして、そのような総体としての被害を、各原告に共通するものとしてくくり出し（「共通するものとしてくくり出す」とは、原告らが被っている様々な損害の中で、有形、無形の損害について、全ての原告らが共通して被っている権利利益の侵害と損害を一定の視点から分析・分類して、要素として抽出することができるという意味である。）、定型的・包括的に評価することがふさわしい。

また、被害を受けた地域に居住していた者の中には、高齢者、障害者、妊娠中の女性など、緊急の避難行動に対して脆弱な者も含まれており、これらの高齢者、障害者等の脆弱な者が被った特別な精神的苦痛についても当然考慮されなければならない。

オ 入院生活によるストレス要因は、避難生活に類似するストレス要因（〈a〉避難先住居での生活の限界、〈b〉先の見えない不安、〈e〉家族の離散、〈f〉被害者同士等のあづれき、〈g〉避難生活中の身体状態の悪化、〈h〉避難生活中の精神状態の悪化）であり、これらの精神的苦痛の総体は、交通事故損害賠償実務においては、経験則上、月額52万円（重症患者）あるいは月額35万円（軽症患者）と評価されている。

言い換えると、〈b〉見知らぬ土地での生活上の不安、〈c〉被ばくによる不安・差別、〈d〉仕事や生きがいの喪失といったストレス要因が存在しなくても、経験則上、〈a〉避難先住居での生活の限界、〈b〉先の見えない不安、〈e〉家族の離散、〈f〉被害者同士等のあづれき、〈g〉避難生活中の身体状態の悪化、〈h〉避難生活中の精神状態の悪化といったストレス要因さえ存在すれば、その損害は、月額35万円ないし月額52万円と評価され得る。

カ 以上によれば、被告は、原告らに対し、避難慰謝料として、1人1か月当たり50万円を賠償すべきである。なお、障害を有する原告らについては、これを1人1か月あたり月70万円に増額すべきである。

#### (7) 避難終了時期

被告は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、避難指示解除後も、平成30年3月まで、月額10万円の慰謝料を支払う旨表明している。これは、被告による債務の承認であるから、避難指示が解除された避難指示解除準備区域及び居住制限区域内に居住していた原告らについて、全期間の避難慰謝料が認められなければならない。

また、「債務の承認」とは別の観点からも、全期間の避難慰謝料が認められるべきである。すなわち、〈1〉避難先で住宅を購入した場合であっても、社会通念上、地域生活が現実に可能となるための相当期間が経過していないし、〈2〉避難前の住居に帰還した場合であっても、社会通念上、地域生活が現実に可能となるための相当期間が経過していないし、〈3〉現在も仮設住宅や借上げ住宅等に居住している場合であっても、帰還をためらうこと、あるいは帰還をしないと決意することは、合理的な判断であり、いずれの場合においても、避難は終了していない。

#### (8) 慰謝料額の算定と故意・過失の態様

一般に、不法行為に基づく慰謝料請求事件においては、加害者の故意・過失の程度を考慮するのが判例及び通説である。その典型的な例として、交通事故に基づく被害者の慰謝料請求が挙げられる。すなわち、裁判例は、「加害者に故意もしくは重過失（無免許、ひき逃げ、酒酔い、著しいスピード違反、ことさらに赤信号無視等）または著しく不誠実な態度等がある場合」については、慰謝料を増額している（「民事交通事故訴訟 損害賠償算定基準」いわゆる「赤本」2013（平成25

年) 版上巻 174 頁)。そして、本件において請求している慰謝料とは、広範かつ多様な被害が関連し合い絡まり合った損害を、複合的・包括的に包摂する包括的慰謝料であり、故意・過失の態様が、その算定に当たって考慮されるべきである。

原賠法 3 条 1 項は、原子力事業者の無過失責任を定めているが、原子炉の運転等に「故意・過失」がある場合にも適用される。したがって、「過失」がある原子炉の運転等がされたことにより、原賠法 3 条 1 項に基づく損害賠償請求がされた場合においても、民法 709 条に基づく損害賠償請求と同様に、慰謝料額の算定に当たって、原子力事業者の過失の態様ないし種類・程度が考慮されるべきである。交通事故に関しては、自動車損害賠償保障法 3 条が無過失責任を定めているが、同条に基づく損害賠償請求においても、慰謝料額の算定に当たって、故意又は重大な過失が考慮されている。原賠法 3 条 1 項に基づく損害賠償請求を別異に解して、慰謝料額の算定に当たって、原子力事業者の故意・過失の態様ないし種類・程度を考慮しない理由はない。

#### (9) 慰謝料額の算定と被告の悪質性・非難性

以下のような被告の重大な悪質性・非難性は、慰謝料額算定の評価において、慰謝料を大きく増額させるべき重要な要素となる。

##### ア 被告が採るべき措置を探っていなかった悪質性・非難性

次のように、被告は、様々な知見の蓄積や、原子力安全・保安院、市民団体等からの原子力発電所の安全性に関する様々な指摘の存在にもかかわらず、自分に都合の良い情報ばかりを信じ、自分に都合の悪い情報を合理的な理由なく排除し、採るべき措置を探っていなかった。その結果として、被告は、本件事故を引き起こしたものであり、被告の悪質性・非難性は極めて大きいものといわざるを得ない。

##### (ア) 地震対策の不十分性

###### a 福島第一原発建設当時の想定

福島第一原発 1 号機の当初の設計は、地震における最大加速度の想定を 265 ガルとしていた。

これは、先行の原子力発電所である e d 原子力発電所 1 号機が昭和 23 年に最大加速度を 368 ガルに耐えられるものとして設計されていたことと比べても、低すぎる想定であったといえる。

その後、原子力発電所における地震対策の重要性が見直され、原子力安全委員会で昭和 56 年に旧耐震設計審査指針が出され、更に平成 18 年に新耐震設計審査指針が出されるに至っている。

###### b 原子力安全委員会による新耐震設計審査指針の策定の経緯

平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災によって、耐震工学に対する国民の不信感が高まり、原発も損傷するのではないかという不安が増大した。また、原発に関心を持つ人々の間では、旧耐震設計審査指針が地震科学の最新知見から見て古すぎるのでないかという疑問があったが、それが同震災により顕在化した。

そこで、原子力安全委員会は、平成 13 年に耐震指針検討分科会を設置し、ようやく改訂作業を始め、5 年の期間をかけて平成 18 年 9 月 19 日に新耐震設計審査指針が正式に決定された。

###### c 新耐震設計審査指針に対する被告の極めて不十分な対応

原子力安全・保安院は、平成 18 年 9 月 20 日、原子力安全委員会が策定した新耐震設計審査指針を基に、全国の原発事業者に対し、新耐震設計審査指針に照らして原子力発電所が安全かどうかを測る、耐震バックチェックの実施を求めた。

その後、平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震 (M6.8) を受け、原子力安全・保安院は、原子力発電所を持つ各電力会社に対し、可能な限り早期かつ確実に耐震バックチェックの実施計画の見直しを指示した。

これを受けて、被告は、平成 20 年 3 月 31 日、福島第一原発 5 号機及び福島第二原発 4 号機の耐震バックチェックの中間報告を提出したが、耐震安全性を確認したのは、その中でも極めて限的な部分にすぎなかった。

被告自身、「機器の評価は中途であり、……発電所設備の耐震安全性を国に確認いただくことを目的としたものではない」というように、当然、対象部分を限定している点で耐震バックチェックとしては不十分なものであった。そのため、福島第一原発 5 号機全体の耐震安全性が確認されたとは到底いえないものであった。

それにもかかわらず、被告は、福島第一原発の各号機において、耐震バックチェックにより、安全上重要な施設等の耐震安全性が確保されていることが確認されたと宣伝するなど、明らかな誇大広告をしている。

さらに、平成 21 年にも被告は福島第一原発の 1 号機から 4 号機及び 6 号機についても同じような中間報告を行うのみであった。

なお、被告は、その耐震バックチェックの中で、新耐震設計審査指針の要求を満たさない機器・配管系が多数あることを把握しているながら、耐震補強工事をほとんど行っておらず、特に 1 号機から 3 号機及び 6 号機は全く工事が手つかずの状態であった。

###### d 中間報告以後は何らの対応もしていなかったこと

被告は、中間報告以後は耐震バックチェックを進めてこなかった。しかも、被告は、「最終バックチェックを急ぐ必要性について、東電も保安院も認識していたにもかかわらず」、当初、原子力安全・保安院には、耐震バックチェックの最終報告期限を平成 21 年 6 月と届けていたものの、社内において、正当な理由なく、平成 28 年 1 月、すなわち原子力安全・保安院がした耐震バックチェックの指示から約 10 年も先に予定を延ばしていた。

このような対応をし、何の対策も講じなかった結果、本件事故が起ったものである。

さらに、本件事故発生後に、被告は、福島第一原発の 5 号機の耐震 S クラスの全ての施設について、一次スクリーニングを行った結果、本件事故発生以前に耐震バックチェックが未了であった 5 号機の配管に、耐震安全性が確保されていないもののが存在することが明らかとなった。このことからすれば、他の号機においても耐震安全性が確保されない箇所が存在する可能性が極めて高いといえる。

そして、そのことについては、本件事故発生前の平成 23 年 2 月 28 日時点における「対象設備と耐震強化工事要否の見込みについて」(甲 A 1・74 頁～75 頁) という資料から判明したように、被告には、十分認識があった。

##### (イ) 津波対策の不十分性

###### a 当初の設計

福島第一原発では、昭和 35 年に発生したチリ地震を参考として、最高潮位を 3.122 m と想定しており、日本近海で地震が生じた場合の想定を全くしないまま建設が進められた。

###### b 日本近海で津波が生じた知見を軽視したこと

平成5年の北海道南西沖地震を経て、最高潮位を3.5mに修正したが、ここでも福島県沖で発生した場合の想定を全くしていなかった。

#### c 7省庁手引きの無視

原子力発電所が津波に対して余裕を持っていないことは、平成5年の北海道南西沖地震でb d島が大きな被害を受けて、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（4省庁報告書）及び「地域防災計画における津波対策の手引き」（7省庁手引き）の策定が進む頃から、電気事業連合会や資源エネルギー庁で議論がされており、被告は電気事業連合会の一員としてこの議論状況を当然知っていた。

電気事業連合会の会合議事録（平成9年6月）には、「この報告書（7省庁手引き）では原子力の安全審査における津波以上の想定し得る最大規模の地震津波も加えることになっており、さらに津波の数値解析は不確定な部分が多いと指摘しており、これらの考えを原子力に適用すると多くの原子力発電所で津波高さが敷地高さ更には野外ポンプ高さを超えるとの報告があつた」と記されているなど、被告は津波による重大事故の発生可能性を十分認識していた（甲A1参考資料（甲A347）・43頁）。

さらに、電気事業連合会の第289回総合部会（同年9月）でも、「7省庁による太平洋沿岸部津波防災計画手法調査への対応状況について」報告がされている。この報告では、電気事業連合会における統一的な認識として、既往最大ではなく、7省庁手引きが示したように、想定最大津波を前提とした津波対策の必要性、その想定最大津波に対して更に余裕を持ち得るような安全対策をすべきであるというものが当時の通商産業省が考えであることが確認されている（甲A1参考資料（甲A347）・45頁）。

加えて、電気事業連合会の第298回総合部会（平成10年7月）でも、「津波に対する検討の今後の方向性について」報告がされている（甲A1参考資料（甲A347）・45頁～46頁）。この報告は、MITI顧問から、従来の津波予測のシミュレーション誤差が大きいことのほか、そもそも原子力施設に関して津波評価の余裕がないため、適切な余裕を持たせることが重要であると指摘されていた旨被告が十分認識していたことを示すものである。

これらの電気事業連合会における報告からは、自然現象に謙虚であるべきであり、自然防災の観点では「いつ起きるか」ではなく「起きるとしたらどのような規模のものか」という意識の転換が必要であることが、政府から求められていたことを共有していたことが明白である。そして、津波予測に関し、既往最大でなく想定最大の津波を予測すべきであること、その予測津波を前提に、十分な余裕を持った原子力施設でなければならないという意識の転換が政府から求められていたことが共有されていたのである。

しかし、結果として、被告は、想定最大の津波予測を行うに際して最も重要な知見の一つであった平成14年長期評価を無視し続け、既往最大の津波予測に拘泥し、不十分な津波予測・対策をするのみであった。

#### d 電気事業連合会における津波影響評価（福島第一原発が津波に弱いという知見を得たがこれを無視したこと）

電気事業連合会の津波影響評価（平成12年2月）で福島第一原発は、当時最新の手法で想定津波高を計算し、その想定の1.2倍、1.6倍、2倍の水位で、非常用機器に影響が出るかどうかを分析したところ、福島第一原発は、そこでの想定のわずか1.2倍（O.P.+5.9m～6.2m）で海水ポンプのモーターが止まり冷却機能に影響が出ることが分かった。

この数値で影響が出るのは、福島第一原発以外ではe e原子力発電所だけであり、被告は、津波に対して余裕の小さい原発であることを上記のとおり認識していたこともあり、更に認識を強めていた。

これに加えて、被告は平成3年10月30日に発生した内部溢水事故において、福島第一原発の非常用電源が水没したことによる機能喪失を経験しており、もともと被告は原子力発電所が水に弱い施設であることを十分認識していたのであるから、津波対策は必至の課題のはずであった。

しかも、その対策としては、万一の事態のために、ドライサイトの維持のための防潮堤の設置だけでなく、水が原発に到来した場合の種々の対策（水密化や非常用電源設備の高所移設等）も当然行われるべきであった。

それにもかかわらず、被告は何らの対策も採ろうとしなかった。

加えて、平成18年には、耐震バックチェックに係る耐震安全評価実施計画書に関し、全電気事業者に対する一括ヒアリングの席上で、原子力安全・保安院が津波対策の実施を行なうようにという指摘を行なっていたのにもかかわらず、以降も実効的な対策を一つも採らなかった。

#### e 被告が津波評価技術を唯一の津波対策における知見としたこと

被告は、平成14年2月の土木学会による津波評価技術に基づいて、津波想定をO.P.+5.7mと予想した。

しかし、これに基づき津波対策を行なったのは、福島第一原発6号機の非常用海水ポンプ電動機を20cmかさ上げし、建屋貫通部の浸水防止対策と手順書の整備を行なったのみである。

20cmのかさ上げでは、想定津波の水位に比べ、非常用ポンプの電動機下端まで3cmしか余裕がなく、想定にわずか数cmの誤差が出てしまうだけでポンプの機能が失われるおそれがあり、設計裕度の低さが顕著な状態にあった。

通常、土木関係の設計裕度としては想定の2倍以上を考慮するのが通常であるにもかかわらず、被告は設計裕度を決める値である補正係数（安全率）を1.0と設定した。

この補正係数に関しては、c s委員等による補正係数の適切性に関する疑問が呈されたにもかかわらず（平成23年8月18日政府事故調査委員会ヒアリング）、これを無視し、結果として、計算誤差をほとんど考慮しないこととし、補正係数を1.0として、このようなわずか数cmの設計裕度しか設けなかつたことは極めて不合理であるといえる。

なお、国会事故調査報告書（甲A1参考資料（甲A347）・41頁～42頁）では、津波評価技術策定において、補正係数（安全率）が1.0と決定された背景として、「誤差を考慮して補正係数（安全率）を大きくすると多くの既設プラントに大規模な改造が必要となって対策費用がかさむという前述の調査結果があつたのではないかと推測される。」と報告されている（なお、「前述の調査結果」とは、電気事業連合会が行った「・誤差に応じて、対策が必要となる発電所が増える」、「・水位上昇に対しては、誤差を大きくするに従い大がかりな改造が必要となる。水位低下に対しては運用による対応が可能となる。」などのプラント概況影響評価を指している。）。

このように、被告は人の生命・身体・財産の安全よりも、費用を掛けたくないという自分本位の身勝手な理由から補正係数の決定をしたことが明らかである。

さらに、資源エネルギー庁が平成9年に、想定津波の2倍の津波への対策を被告に指示していたのにもかかわらず、被告

はこれを無視している。

以上は、被告の安全対策に対する、重大な懈怠といわざるを得ず、被告の悪質性を示すものといえる。

加えていえば、土木学会の津波評価技術策定後に、平成14年長期評価が出ていたのであり、原告主張のO. P. + 10 mを超える津波の襲来は予測可能であったし、本件事故の原因となったものと同程度の津波の襲来も十分予測可能であった（平成20年津波試算では最大15.7mの津波高を予測している）。

また、想定を超える事象も一定の確率で発生するという問題意識の下で原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構とで設置し、平成18年1月に開催された外部溢水・内部溢水勉強会では、O. P. + 10 mの津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、炉心損傷の危険性があること、O. P. + 14 mを超す津波の襲来で全電源喪失の可能性があることなどが指摘されて、被告との間でそのことが共有されていた。

さらに、同年9月には、原子力安全委員会が旧耐震設計審査指針を改訂し、新耐震設計審査指針において、津波については「施設の供用機関に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」と定められた。

しかし、被告は、津波評価技術に基づく対応で済ませることに固執し、ここに至っても平成14年長期評価の知見を無視し、津波想定を40cm引き上げただけで、想定津波をO. P. + 6.1mとし、その想定に準じて、海水ポンプモーターの機器の若干のかさ上げなどを平成21年11月までに行ったのみである。

f 平成14年長期評価知見をかたくなに取り入れなかつたこと

津波評価技術策定時の、被告の津波に対する認識については、「物を造るという観点で想定される津波のmax」、「これを超えるものが理学的に絶対ないということではない」というものであり（甲A2本文編・377頁）、飽くまで、工学的立場からのもので、そもそも防災対策としての知見としては極めて不十分なものであった。

また、そもそも津波評価技術は、平成14年長期評価策定前のものであった。

原子力発電所という壊滅的危険性を有する施設を運営するものとして、国家機関の「公式見解」である平成14年長期評価の知見が出たのであれば、直ちにこれを前提として津波高の再計算をすべきことは、原子力防災の観点から当然のことである。

しかし、被告は、平成14年長期評価に基づく計算をすると、原発の停止を含めた対策を探らなければならないことが必至であったためか、稼働優先・利益優先の立場から、かたくなに平成14年長期評価を前提とした対策を探ることをしなかつた。

g 外部溢水・内部溢水勉強会の知見の無視（甲A1・84頁～85頁）

スマトラ沖津波（平成16年）で、インド・マドラス原発の非常用海水ポンプが運転不能になったことや、宮城県沖の地震（平成17年8月）においてb's原発で基準を超える揺れが発生したことから、想定を超える事象も一定の確率で発生するとの問題意識を持ち、原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構は、平成18年1月に溢水勉強会を設置した。

これは、前述のように既に7省庁手引きなどで言及してきた問題意識に、ようやく原子力安全・保安院が呼応し、重い腰を上げたというものといえる。

そして、同年5月11日の勉強会では、福島第一原発5号機の想定外津波について被告が検討状況を報告した。そこでは、O. P. + 10 mの津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険性があること、またO. P. + 14 mの津波が到来した場合、建屋への浸水で電源設備が機能を失い、非常用ディーゼル発電機（DG）、外部交流電源、直流電源の全てが使えなくなつて全電源喪失に至る危険性があることが示された。それらの情報が、この時点で被告と原子力安全・保安院で共有された。

溢水勉強会の結果を踏まえ、同年8月2日の第53回安全情報検討会において、原子力安全・保安院の担当者が「ハザード評価結果から残余のリスクが高いと思われるサイトでは念のため個々に対応を考えた方がよいという材料が集まってきた。海水ポンプへの影響では、ハザード確率（想定を超える津波という危険が発生する確率）≒炉心損傷確率」である旨発言するなど、現状の福島第一原発が、津波への裕度がほとんどなく、炉心損傷の危険性があるという認識を持っていたことを表明している。また、第53回安全情報検討会資料には、「敷地レベル+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できないとの結果が得られた。なお、福島第一5号機、i s 1、2号機については現地調査を実施し、上記検討結果の妥当性について確認した」と記載されている。

これによれば、被告は、想定を超える事象が発生した場合の危険性を十分認識していたといえるし、また、平成3年に発生していた内部溢水事故により、既に原発施設が水に対して脆弱であるとの認識があったことも踏まえれば、もはや平成14年長期評価の知見を前提とした津波予測と、その予測を前提とした対策を探ることが絶対的に求められていた段階にあったといえる。

しかも、繰り返し述べるように、その対策は、ドライサイトの維持のための防潮堤の設置だけでなく、水が原発に到来した場合の種々の対策も当然含まれている。

しかし、被告はこれに対しても何らの対応もしなかつた。

h 貞観津波の研究を無視したこと

平成21年6月に総合資源エネルギー調査会の専門家会合において、貞観地震で福島県にも大きな津波が來ていたことが指摘され、これに基づき被告は同年9月には原子力安全・保安院に対し貞観津波の波高を9.2mと報告したが、これに基づく対策も講じなかつた。

i 原子力安全・保安院の指摘の無視、被告内での情報非共有（甲A1・86頁）

原子力安全・保安院は、平成18年10月6日、耐震バックチェックに係る耐震安全性評価実施計画書について、全電気事業者に対するヒアリングを行い、そこで、被告に対し、「バックチェック（津波想定見直し）では結果のみならず、保安院はその対応策についても確認する。自然現象であり、設計想定を超えることもあり得ると考えるべき。津波に余裕が少ないプラントは具体的、物理的対応を取つてほしい。」などと口頭で指摘した。

本来であれば、上記の指摘を受けるまでもなく、津波襲来などによる溢水対策として、平成14年の段階で、施設の水密化・非常用電源設備の高所移設等により本件事故への結果回避措置が検討されるべきであったが、被告は、上記の指摘を受けたにもかかわらず、海水ポンプの水密化や建屋の設置といった対応策を検討したもの、本件事故発生時まで、海水ポンプの水封化（水密化よりも軽微な処理）しか行わなかつた。

また、この指摘は、当時の被告原子力部門担当副社長の段階で止められてしまい、どういうわけか、社長・会長まで行き届かなかった。

j 被告独自の平成14年長期評価の研究

被告は、平成14年長期評価の知見を前提とした対策をかたくな採らない一方で、平成14年長期評価の知見を無視できず、この研究を内部で進めていた。

その一環として、平成20年2月には、有識者の意見を求めたところ、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきであると考える」との意見が出たため、被告は、同年5月下旬から6月上旬頃までに、平成14年長期評価に基づき、福島第一原発5号機付近で、O.P.+10.2m、敷地南部でO.P.+15.7mといった想定津波の数値を得ている。

さらには、平成22年8月27日に被告が開催した福島地点津波対策ワーキングにおいて、土木学会のモデルを利用した津波の最高水位を6.1mと報告した一方で、平成14年長期評価の知見や貞観津波を踏まえた社内の計算も行い、そこでも、津波の最高水位は、O.P.+15.7mと評価していた。

この評価を受けて、被告土木技術グループでは、防波堤設置の検討を開始したものの、合理的な理由もなく防波堤の建設を取りやめ、各設備での対応が代替して進められることになった。

しかし、実際のところは、具体的な対策がされることはおろか、具体的な施工計画すら何一つ立てられなかった。

このように、被告は、平成14年長期評価が出された当初からこれを無視できないものと考え、表では津波評価技術こそが唯一の知見であると言っておきながら、裏ではずっと研究を続けて、自分に不都合な研究・知見を得ていたにもかかわらず、何らの対策もしなかった。

k 土木学会の確率論の恣意的利用（甲A1・91頁～92頁）

土木学会は、平成15年以降、津波の確率論的安全評価の研究に着手し、その成果を基に、被告はK論文において、O.P.+5.7mを超す津波は「数千年に一回」程度であると計算した。

しかし、この津波の発生頻度は、当時、過半数が電力会社の社員である土木学会津波評価部会の委員・幹事31名と外部専門家5人へのアンケート調査を基に算出されたものであり、その構成員にそもそも問題があったほか、本件事故発生後、原子力安全基盤機構が本件事故発生前の知見を基に、O.P.+5.7mを超える津波が押し寄せる頻度を計算したところ、約330年に1回と算出され、被告の計算とは10倍以上の差があることが分かった。

被告が恣意的な確率計算をしてリスクを可及的に小さく見せようとしていたことは明らかである。

l 土木学会の信頼性

被告は、「権威付け」として土木学会を使用していたが、津波評価技術等に信頼性がないことは、前記2（原告らの主張）（6）イ（イ）fのとおりであるにもかかわらず、被告はこの公正性・公平性等に欠けていた土木学会の判断をほぼ唯一無二のものとして、平成14年長期評価の知見を前提とすれば本来行うべきであった津波対策をしなかった。

m 被告の事故隠しの存在

加えて、被告は、稼働率優先の経営体制から、福島第一原発などで起こった事故のうち、実際に29件もの事故隠しを行っており、原発への批判が生じないようにするなど、その会社の体質上極めて安全性に対する重大な懈怠がみられる。

イ 市民団体による地震・津波対策の申入れを無視してきた悪質性・非難性

（ア）被告は、事故が起こることを念頭に、あえて人口密度が低く、大都市から離れたa b町に目を付け、第一次産業中心で、産業が零細な点に付け込み、切り崩しと取り込みを行って、a b町を「（省略）」へと変貌させた。しかし、原告番号1-1の原告らのように、そのような原子力発電所の安全性に関して疑問を持っていた者は多数存在した。

原告番号1-1の原告らは、被告に対し、事故が起きるたびに、抜本的対策を探るように何度も申入れを行い、過酷事故を未然に防ごうと努力してきた。

また、平成17年以降は、被告の計算によても、水没するモーターが多数存在し、また、引き潮時には取水不能となることが明らかとなっていた。被告は、同年の段階で、「b b会」の指摘も踏まえて、チリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波が福島第一原発の敷地を襲った場合には、海水ポンプが機能を喪失し、冷却機能が失われて過酷事故に至る可能性があることを十分に認識していたというべきである。この時点で、原告番号1-1の原告らの指摘を入れて抜本的な調査を行い、津波評価技術や平成14年長期評価などを検討していれば、本件事故が生じ得る程度の大規模な地震・津波が発生し得ることは容易に予見できたはずである。

それにもかかわらず、被告は、原告番号1-1の原告らの事故対策の要求や是正の要求には、全く聞く耳を持たず、稼働率を経営課題と設定し、事故対策を長年にわたり怠ってきた。被告は、本件事故発生前は、原発立地の住民に対し、安全神話を探し、被告ないし原発政策への取り込みを行っておきながら、自らに都合の悪い原告番号1-1の原告らの訴えには、耳を貸そうとはしなかったのである。

このような長年にわたる申入れを無視し続けてきた被告の姿勢は、a b町の住民全てを侮辱し、住民らの犠牲の上で、自己の経済的利益のみを追求するものであって、極めて悪質である。

（イ）以上の主張は、被告が、e f地域（d a地域とa b地域との総称）を原発立地地域として選出した経過、本件訴訟の原告らの一部をも含む福島県c a地域の市民が、被告に対して福島原発の地震・津波による危険性を具体的に指摘し、警告を繰り返してきた事実を明らかにし、同時に、市民団体との交渉過程において、被告がチリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波によって冷却機能が喪失し、過酷事故に至る可能性を具体的に認識していたことを主張するものである。そして、本件事故をもたらす程度の地震・津波に関する被告の知見に関する原告らの主張を敷えんし、被告の過失責任を明らかにするとともに、再三にわたる具体的な警告にもかかわらず聞く耳を持たなかった姿勢を改めて明らかにすることで、その悪質性を主張するものである。

（被告の主張）

（1）被侵害利益及びその侵害による損害

被告は、原告らに対し、原賠法に基づき、本件事故と因果関係がある損害が認められれば、損害賠償義務を負うのであり、違法性の認定を必要としない。

また、一部の学者が平穏生活権ないし人格発達権なる概念を述べていることは認めるが、一般的な考え方であるとはいえない。

## (2) 財物損害

原告らの主張は、「地域社会喪失に基づく損害」ないし「平穏生活権」及び「人格発達権」並びに「地域社会」等の言葉の下に、財物損害の中に慰謝料的要素を含めようとするものであり、原告らが本件事故による損害賠償として「精神的損害」も求めている以上、財物損害の中に慰謝料的要素を含めることは、損害を二重に評価することになりかねない。

判例は、「不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、特段の事情がない限り、滅失毀損当時の交換価値により定むべきである。」と判示しており（最高裁昭和28年（オ）第849号同32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁）、ここに慰謝料的要素を含ませていない。

## (3) 居住用不動産に係る財物損害

ア 原告らは、居住用不動産の損害賠償について、その再取得価額の賠償を主張しているが、通説及び裁判実務は、金銭賠償の対象となる財産的損害を、加害行為から生じた不利益、すなわち、「加害行為がなかったならばあるはずの財産状態と現状との差額」と解しており、損害賠償の金額は、財産の客観的価値を超えることはできないものとされている。

そして、判例は、「不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、特段の事情がない限り、滅失毀損当時の交換価値により定むべきである。」と判示している（前掲最高裁昭和32年判決）。また、中間指針においても、財物につき賠償すべき損害は、「現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）」とされている。

したがって、居住用不動産に係る財物賠償については、本件事故に起因する居住用不動産の客観的価値喪失分又は毀損分が賠償の対象となる。

イ 被告は、中間指針第四次追補に基づき、居住用不動産の時価賠償に加えて、帰還困難区域又はa c町若しくはa b町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域からの避難者が、移住先又は長期避難先で不動産を新規取得するために当該時価を超えて費用を支出した場合には、当該費用を追加的費用として賠償することとしている。

このような「住居確保損害」の賠償は、不動産の新規調達の有無にかかわらず本件事故発生時点で直ちに受けられる状態にあるものではなく、原則として、現実に費用支出が発生した場合に賠償の対象となる。

この点に関し、中間指針第四次追補は、費用発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、実際に費用発生が生じていなくても、移住又は長期避難の先の平均的な土地価格や工事見積額等を参考に事前に概算で賠償し、事後的に調整するなどの「柔軟かつ合理的な対応」を求めておりが、法的な賠償義務としては、実際に移住先の居住用不動産を購入することによって、従前の居住用不動産の財物賠償によつては尽くされない追加的な費用支出が具体的に発生することを前提として生じるものと解される。

ウ 原告らは、本件事故発生時点における住所地が中間指針第四次追補に定める区域にあつたか否か、その後の避難経路、避難指示の解除状況、帰還や移住の有無、費用支出の有無を問わず、一律にフラット35の全国平均住宅取得価格等での賠償を請求している。

しかしながら、財物賠償の基準となる財物の価額は本件事故発生時点における財物の価値であるとする前掲最高裁昭和32年判決の考え方によれば、当該財物の本件事故発生時の実際の価値を離れて、平均住宅取得価格等に基づいて原告らの特定の財物の損害額を算定することは相当ではない。

また、被告は、財物賠償とは別途、追加的費用としての住居確保損害の賠償を行うこととしており、財物賠償と住居確保損害の賠償を通じて、被害の実情に即した賠償を実現することができると思われる。

したがって、財物賠償について、裁判法理である不法行為時点における時価賠償の考え方から大きくかい離した損害額の認定を行うべき必要はない。

## (4) 家財の賠償

ア 家財については、本来は個別の立証を求めるのが法の建前であるが、被告は、本件事故発生時に対象区域内の住居に存在する物品類のうち、持出しが不可能ないし著しく困難なものを対象に、個々の家財の存在及び価格の立証を求めるところなく、以下の基準により、世帯構成と避難区域の種類に応じた賠償を行っている。

### (ア) 帰還困難区域

a 単身世帯の場合 325万円（ただし、学生は40万円）

b 複数人世帯の場合

- ・ 世帯基礎額 475万円
- ・ 大人1人当たり 60万円
- ・ 子供1人当たり 40万円

### (イ) 居住制限区域、避難指示解除準備区域、警戒区域、計画的避難区域

a 単身世帯の場合 245万円（ただし、学生は30万円）

b 複数人世帯の場合

- ・ 世帯基礎額 355万円
- ・ 大人1人当たり 45万円
- ・ 子供1人当たり 30万円

イ 被告は、以上の一般家財に加えて、避難等に伴う管理不能等により1品当たりの購入金額が30万円以上の家財が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、1世帯当たり20万円を定額で追加賠償している。

ウ 原告らは、本件事故により原告らの所有していた家財が住所地や避難指示の有無を問わず全て価値を喪失したとして、損害保険料率算出機構の「地震保険研究」に基づく賠償を請求している。

しかし、原告らが所有していた家財は、例えば地震や火事のような場合と異なり、本件事故によって物理的に喪失したというわけではない。全損と評価されるのは、飽くまで避難中の管理不能により価値を喪失した場合や持出しが不能又は著しく困難な場合に、財物の種類、性質、取引様式等から、平均的・一般的な人の認識を基準として本件事故により当該財物の価値の全部が喪失したと評価される場合を対象とするものと解するのが相当である。

また、被告は、「避難費用」として、避難先で購入したテレビ、冷蔵庫、ソファー、マットレス等の家財道具も賠償しており、その大半は家財の財物賠償と実質的に重なり合いがある。

## (5) 故郷喪失慰謝料及び避難慰謝料

原告らがそれぞれ別個の損害として主張する「故郷喪失による精神的苦痛」と「避難に伴う精神的苦痛」の具体的な内容及び構成要素は、その大部分が重複している。

すなわち、原告らは、「故郷喪失による精神的苦痛」の要素として、〈1〉地域生活の破壊、〈2〉職業生活の喪失、〈3〉住居での生活の破壊、〈4〉地域の自然との関わりを享受する故郷の破壊、〈5〉精神的なよりどころとしての故郷の破壊を挙げ、また、「避難に伴う精神的苦痛」の要素として、〈a〉避難先住居での生活の限界、〈b〉見知らぬ土地での生活上の不安、〈c〉被ばくによる不安・差別、〈d〉仕事や生きがいの喪失、〈e〉家族の離散、〈f〉被害者同士等のあつれきを挙げているところ、上記〈2〉と同〈d〉は直接対応し、同〈1〉〈3〉〈4〉〈5〉と同〈a〉〈b〉〈e〉は総合的に対応している。

したがって、原告らが主張する「故郷喪失による精神的苦痛」の具体的な内容については、基本的に「避難に伴う精神的苦痛」に包含して評価されているものであり、それ以外には、中間指針第四次追補で示されている「長期にわたる避難生活に伴う慰謝料」と重複するものと考えられる。

「避難に伴う精神的苦痛」によっては評価し尽くされない別の損害であると原告らが主張する「故郷喪失による精神的苦痛」は、中間指針第四次追補が規定する「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」として評価されている。

なお、原告らは、上記〈1〉から〈5〉、〈a〉から〈f〉を「共通の損害」と主張するが、損害は各人に個別に発生するものであり、全ての原告に共通する損害を主張することには意味がない。

#### (6) 慰謝料額の算定と故意・過失の程度

不法行為による精神的損害の額の算定に当たって、加害者に故意又はこれと同視し得るような悪質な事情がある場合に加害者の帰責性も考慮要素になり得ることについては、特に争わない。

### 第3章 当裁判所の判断

#### 第1節 民法709条の規定の適用の有無

##### 1 原賠法の目的、趣旨からの検討等

原賠法は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合にその被害規模が広範なものとなり得ること等に鑑みて、被害者の保護及び原子力事業の健全な発展という目的を実現するために、〈1〉原子力事業者の故意・過失の有無にかかわらず、原子力事業者が原子力損害について賠償責任を負うものとして、原子力事業者の無過失責任を定め（同法3条1項）、他方、原子力事業者以外の者は賠償責任を負わないものとして（同法4条1項）、賠償責任を原子力事業者に集中させ、また、

〈2〉原子力事業者について、原子力損害を賠償するための措置を講じることを義務付け（同法6条ないし15条）、さらに、〈3〉原子力事業者が損害を賠償すべき額が賠償措置額を超える場合に、政府が、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとしている。

以上のとおり、原賠法は、被害者の保護及び原子力事業の健全な発展という目的を実現するため、原子力損害に関する損害賠償について、基本的な制度を定めているのであって、このような原賠法の規定に鑑みると、原賠法3条1項は、民法の不法行為責任に関する特則であって、同項が適用される場合には、民法上の不法行為責任の発生要件に関する規定は適用されないと解すべきである。

実質的に見ても、原子力事業者に故意又は過失が認められる場合、原賠法3条1項に基づく請求によって認められる損害賠償額と民法上の不法行為に関する規定に基づく請求によって認められる損害賠償額は等価であると解すべきであるから、被害者の保護という原賠法の目的に照らしても、原賠法3条1項に基づく請求権と民法上の不法行為に関する規定に基づく請求権を併存させる必要性はなく、また、両請求権を併存せると、原子力事業者が民法上の不法行為責任に関する規定に基づく請求に対して支払った損害賠償金について、原子力事業者から過失がある第三者への求償が可能となったり、損害賠償措置（原賠法6条から15条）や原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金援助（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法41条以下）の対象外と判断されたりする余地があるため、原子力事業の健全な発展という原賠法の目的を阻害するおそれがある。

したがって、原賠法3条1項が適用される場合には、民法上の不法行為責任の発生要件に関する規定は適用されないと解すべきであり、そうすると、原告らの民法709条に基づく請求はいずれも理由がない。

##### 2 原告らの主張の検討

なお、民法709条の適用を求める原告らの主張の一部には、むしろ、民法709条の適用を認め、被告の責任を明らかにすることは、本件事故の原因を明らかにし、今後の再発防止につながるものである旨指摘する部分もあるが、事案は異なるものの、最高裁平成5年（才）第176号同9年7月11日第二小法廷判決（民集51巻6号2573頁）が、我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償されることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない旨判示していることなどに照らし、前記1の結論を妨げるものではない。

##### 3 後記第2節の認定事実について

もっとも、原告らは、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求に当たっても、その額を算定するためには被告の故意・過失の態様や、悪質性・非難性を考慮すべきであると主張しており、この点については、被告も、加害者に故意又はこれと同視し得るような悪質な事情がある場合には、加害者の帰責性も考慮要素になり得ることについて特に争わないと主張している。また、一般に、不法行為法においては、不法行為に至る経過を含めた加害者による行為態様等とこれにより被害者に生じた被害結果等の諸事情を総合的に考慮して慰謝料の額を認定すべきものであると考えることができることなどに照らし、以下では、これらに関連する事情も含めて事実を認定する。

##### 第2節 認定事実

前記第2章第2節の前提事実（以下「前提事実」という。）並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

##### 第1款 本件地震の発生に至るまでの経緯等

##### 1 福島第一原発1号機から6号機の設置許可等

被告は、昭和41年から昭和46年にかけて、福島第一原発1号機から6号機につき設置許可又は変更許可申請をし、昭和41年から昭和47年にかけて、内閣総理大臣により設置又は変更許可処分がされた。

被告は、設置許可申請において、福島第一原発の南約55kmにあるe g 檜潮所における昭和26年の観測開始から昭和38年までの最高潮位に当たる昭和35年のチリ地震津波におけるO. P. +3. 122mの津波を想定可能な最大の津波（設計想定津波）として想定していた。

（甲A1・83頁、甲A2本文編・373頁、甲A357の1）

## 2 設計審査指針の決定

（1） 原子力委員会は、昭和45年4月、「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」と題する指針を決定した。同指針においては、考慮すべき自然条件として津波が挙げられており、過去の記録を参照して、予測される自然条件のうち最も過酷と思われる自然力に耐えることが求められていた。（甲A2本文編・375頁）

（2） 原子力委員会は、昭和53年9月、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を決定し、同年10月、内閣府・原子力安全委員会が発足した。（甲A1・66頁）

（3） 原子力安全委員会は、昭和56年7月、建築基準法の改正を取り入れ、改めて「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（旧耐震設計審査指針）を決定した。（甲A1・66頁）

（4） 通商産業省・資源エネルギー庁公益事業部は、平成4年5月、電気事業連合会を通じて、各原子力事業者に対し、既設の原子力発電所が旧耐震設計審査指針に照らして安全であるかどうかを確認して、結果を報告するよう求めた。（甲A1・67頁）

（5） 被告は、平成6年3月、福島第一原発1号機から6号機について、「耐震性評価結果報告書」を提出し、各号機とも耐震安全性は確保されている旨報告した。（甲A1・67頁）

## 3 北海道南西沖地震津波を受けた津波安全性評価

（1） 通商産業省・資源エネルギー庁は、平成5年7月の北海道南西沖地震津波を受けて、同年10月15日、電気事業連合会に対し、既存原子力発電所の津波に対する安全性を評価して報告するよう指示した。（甲A1・83頁）

（2） 被告は、平成6年3月、前記（1）の指示を受けて、「福島第一・第二原子力発電所 津波の検討について」と題する報告書（甲A42）を提出し、発電所周辺に影響を及ぼした可能性のある1611年以降の既往津波を文献調査により抽出し、簡易予測式により発電所における津波水位を予測した結果、福島第一原発及び福島第二原発における歴史上最大の津波は昭和35年に発生したチリ地震津波であること、福島第一原発での津波想定は上昇側でO. P. +3. 5mであること、津波による水位の上昇・下降に対する発電所の安全性は確保されていることを報告した。（甲A1・83頁、甲A405の1・17頁）

## 4 4省庁報告書及び7省庁手引き

（1） 農林水産省・構造改善局、同省・水産庁、運輸省・港湾局及び建設省・河川局は、平成5年7月の北海道南西沖地震津波や平成7年1月の阪神・淡路大震災を受けて、総合的な津波防災対策計画を進めるための手法を検討することを目的として、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」を実施し、平成9年3月、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（4省庁報告書、甲A39）を公表した。

4省庁報告書では、想定地震の地域区分は地震地体構造論上の知見に基づいて設定し、想定地震の発生位置は既往地震を含め太平洋沿岸を網羅するように設定することとされ、福島第一原発が所在するa b町の想定地震津波は、福島県沖の「G3-2」の区域にM8. 0の想定地震で、海岸線に沿った津波水位の平均値で6. 8mと、同様にc町の想定地震津波は、6. 4mとそれぞれ想定された。

なお、4省庁報告書は、その中の「5. 地域防災計画における津波対策強化の手引き」において、7省庁手引きの内容を含むものとなっている。

（甲A2本文編・374頁～375頁）

（2） 国土庁、農林水産省・構造改善局、同省・水産庁、運輸省、気象庁、建設省及び消防庁は、平成9年3月、「地域防災計画における津波対策強化の手引き」（7省庁手引き、甲A37）を公表し、これとともに、国土庁、消防庁及び気象庁は、同月、「津波災害予測マニュアル」（甲A323）を公表した。7省庁手引きにおいては、以下の記載がある。

「從来から、対象沿岸地域における対象津波として、津波情報を比較的精度良く、しかも数多く入手し得る時代以降の津波の中から、既往最大の津波を採用することが多かった。

近年、地震地体構造論、既往地震断層モデルの相似則等の理論的考察が進歩し、対象沿岸地域で発生しうる最大規模の海底地震を想定することも行われるようになった。これに加え、地震観測技術の進歩に伴い、空白域の存在が明らかになるなど、将来起こりうる地震や津波を過去の例に縛られることなく想定することも可能となってきており、こうした方法を取り上げた検討を行っている地方公共団体も出てきている。

本手引きでは、このような点について十分考慮し、信頼できる資料の数多く得られる既往最大津波とともに、現在の知見に基づいて想定される最大地震により起こされる津波を取り上げ、両者を比較した上で常に安全側になるよう、沿岸津波水位のより大きい方を対象津波として設定するものとする。

この時、留意すべき事は、最大地震が必ずしも最大津波に対応するとは限らないことである。地震が小さくとも津波の大きい「津波地震」があり得ることに配慮しながら、地震の規模、震源の深さとその位置、発生する津波の指向性等を総合的に評価した上で、対象津波の設定を行わなくてはならない。」

（甲A2本文編・374頁～375頁）

## 5 被告及び電気事業連合会による津波試算

（1） 通商産業省は、遅くとも平成9年6月には、4省庁報告書を踏まえ、被告を含む電力会社に対し、仮に、現在の数値解析の2倍で津波高さを評価した場合、その津波により原子力発電所がどのような影響を受けるのか、その対策として何が考えられるのかを提示することを要請した。（甲A1参考資料（甲A347）・44頁）

（2） 電気事業連合会内部の津波対応WGは、平成9年7月25日付けで「「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」への対応について」と題する報告書（甲A409）を作成し、これを通商産業省に提出した。

この報告書には、「四省庁資料から読み取った津波高さは、福島第一、福島第二及びe h 第二のそれぞれの発電所において、冷却水取水ポンプモーターのレベルを超える数値となっている。また、四省庁委員会が設定した想定地震の断層パラメータ（相似則による平均値）を用い、電力独自に数値解析した結果、福島第一、福島第二及びe h 第二、e i とともに、余裕のない状況となっている。」、「想定地震の断層パラメータのバラツキ及び計算誤差を考慮して、仮に上記値の2倍の津波高さの